

会派提出の具体的検討項目

会派名	あるべき姿の 大まかなイメージ・ 大項目	あるべき姿の 中項目	具体的な検討項目	検討の内容（方向性）	選定理由	No.
新風いせ	市民に信頼される議会 （市民の信頼）	議員の行動	議員倫理条例 （議員政治倫理）	倫理規範の創設		1
		議会活動への理解	議会・委員会の傍聴	議会だよりの充実		2
			議会報告・広報			3
			情報公開・開示の促進			4
			議会ごとの出前報告 市民からの要望	議員個人ではなく機関と しての報告会の実施		5
			議会ルールの確認 （賛否の討論など）	条例制定（作成） 政策提案 審議能力の向上		6
			議会運営の現状分析 議員活動の原則	正副議長の権限強化 正副委員長の権限強化		7
				議員同士の自由討議	訳がわかっていなければ 議論がかみ合わない	8
				議員資質の向上（政策立 案）		9
			事務局体制の充実			10
			執行部（長）との関係	反問権の規定 文書質問の規定（休会 中） 与野党意識の克服（条 例？）		11
			政務調査費の活用（条 例）			12
			政策討論	重要課題の共通認識		13
			議員定数と報酬に対する 意識改革			14
			自治基本条例（未策定） との整合性			15

会派提出の具体的検討項目

会派名	あるべき姿の 大まかなイメージ・ 大項目	あるべき姿の 中項目	具体的な検討項目	検討の内容（方向性）	選定理由	No.
新風いせ			最高規範性の取扱い			16
			法整備 （議長の権限を含む）	議長の招集権 修正案（予算を伴うもの も含む）簡易化	臨時議会の招集請求権 は、平成18年6月に地方 自治法第101条改正 全国議長会への要望	17
			委員会等の当局の出席者	最低限の構成		18
			施策に対するチェック機能の強化	附属機関の設置を含む	業務の支障	19
			議会研修会の定期的実施			20
明勢会	議会の機能強化	議会の活性化	対面演壇方式	議員席側に質問席を設 け、演壇に登壇せずに、 議員席側から質問などを 行う。	登壇して話をする際、議 員に向かって当局に質問 しているが、当局に向 かって質問するため。	21
			本会議でのパネル使用の 規定	一定のルールを作り、活 用を行う。	パネルを使った説明が自 由に行われているが、規 定がないため。	22
			議会中継の実施	ケーブルテレビかイン ターネットで議会のライ ブ中継を行う。	自宅や公共施設で、議会 の生中継を見ることがで きれば、議会の臨場感を 感じてもらえるため。	23
			執行側への反問権の付与 の是非の検討	議員の質問に対し、執行 側から質問できるように 反問することの是非を検 討する。	議員からの質問内容の明 確化や、議論を活発にし て、市政に反映していく ため。	24
			議場の投票機能の活用	ボタンでの賛否表明機能 を活用し、数字で瞬時に 賛否の意思表示が確認で きるようにする。	議案に対する議員の賛 成・反対の確認を確実に 行うと同時に、賛否の情 報公開を行い、賛否の確 認時間を短縮するため。	25

会派提出の具体的検討項目

会派名	あるべき姿の 大まかなイメージ・ 大項目	あるべき姿の 中項目	具体的な検討項目	検討の内容（方向性）	選定理由	No.
明勢会		審査する情報の更なる確認	常任委員会・協議会への市長・副市長の出席	できる限り、常任委員会・協議会への市長・副市長の出席を願う。	委員会・協議会での議論を深めるため。	26
			予算・決算などの説明資料の再検討	審査に必要な資料提供の、項目を再検討する。	審査に必要な資料を、あらかじめ当局に対し提示して報告を願い、調査の上議論するため。	27
			請願提出者の委員会への出席要請	できる限り、請願提出者の出席を願い、委員会等での説明を行う。	請願は紹介者が説明者となって会議での質疑を行っているが、本質を確認することができないため。	28
		議会の機能強化	議会事務局体制の強化	議員や委員会からの条例や予算の提案に対応できる、法務担当職員を配置する。	議員提案の条例・予算に対応し、事務局体制を強化するため。	29
	市民に信頼される議会	情報公開の進展	議会報告会の実施	市民の誰もが参加できる報告会を実施する。	市政や議会活動の報告をして、身近な議会（議員）として、市民との信頼関係を築いていくため。	30
			議会懇談会の実施	市民の誰もが参加できる懇談会を実施する。	市民から意見を聞き、身近な議会（議員）として、市民との信頼関係を築いていくため。	31

会派提出の具体的検討項目

会派名	あるべき姿の 大まかなイメージ・ 大項目	あるべき姿の 中項目	具体的な検討項目	検討の内容（方向性）	選定理由	No.
明勢会			広報活動の強化	いせ市議会だより発行委員会を伊勢市議会広報特別委員会とし、議会だよりのほかに、ケーブルテレビ・ホームページ・市民懇談会の調整など、広報活動全般を取り扱い、議会広報の強化を図る。	議会活動の広報をさらに進めるため。	32
			ホームページの機能向上	委員会の議事録や、一般質問・議案質疑などの動画での記録を見られるようにする。	委員会の会議記録を見ることができ、議会での議論を見やすくするため。	33
		議員のモラル向上	議員倫理条例の制定	条例制定を行う。（議会基本条例の中に）	市民の代表としての自覚を持ち、議員のモラルを向上させるため。	34
会派・創造	市民に身近で信頼される議会	議会の活性化	首長等への反問権付与			35
			議員間の自由討議導入			36
			市民が参加できる開かれた議会			37
			情報公開・透明性のある議会			38
			行政と馴れ合わない議会			39
			市民と政策を創る議会			40
			実効性あるチェック機能を持つ議会			41
			議員の意識改革とレベルアップ			42

会派提出の具体的検討項目

会派名	あるべき姿の 大まかなイメージ・ 大項目	あるべき姿の 中項目	具体的な検討項目	検討の内容（方向性）	選定理由	No.
会派・創造	本来の二元代表制	議会の活性化	首長優位の二元代表制の 解消	議会の権限強化		43
			議会に対する市民アン ケートの実施	市議会の評価・関心・議 会改革の必要性・議員報 酬・議員定数・政務調査 費等々		44
			委員会・会派視察の報告 会実施	情報の共有化		45
			議会報告会・懇談会定期 開催			46
			議会の生中継実施			47
			モニター制度導入	市民から公募	議会運営を客観的立場で	48
			各委員会・予算・決算特 別委員会の審査のあり方	持ち時間制限・一問一答 の採用	事前調査可・軽微な質疑 は止める。 当局糾弾発言は控える。	49
			決算特別委員会の審査の あり方	決算審査は議員全員で実 施 事務事業評価システム策 定	来年度予算へつなげる。	50
			議員の規律	政治倫理条例の制定		51
			対面方式の実施	一問一答で即採用	再質問・再々質問の調整 は不可 ペーパーを読むのでは 見つとも無い。	52
			陳情も請願と同様の扱い	請願と同様の扱い	市民要望に極力応える。	53
			議員年金の廃止と清算	意見表明の提出		54
フォーラム 新生	市民に信頼される議会	議会の活性化	議会の開会	年2回招集	事案審議に対しての迅速 化	55

会派提出の具体的検討項目

会派名	あるべき姿の 大まかなイメージ・ 大項目	あるべき姿の 中項目	具体的な検討項目	検討の内容（方向性）	選定理由	No.
フォーラム 新生			議長の任期	1年から2年任期	議長任務を2年とすることで任務の継続を図る。	56
			常任委員会等の委員の任期	1年から2年任期		57
			常任委員会の定数増と複数委員会への所属	現委員定数を増やす	多数の議員による議論の活性化	58
			常任委員会会議録の公開（※）	議会ホームページで検索可能に	市民への情報公開	59
			執行機関の反問		政策に対する議論の充実	60
		議会の機能強化	議会事務局の体制の強化・充実		議会としての政策・条例などの立案などの推進研究強化を	61
			委員会・会派の行政視察のあり方	視察結果を議会ホームページに掲載	視察結果の公開・共有化する。	62
		議会諸費	政務調査費について			63
			視察について			64
			議員報酬について			65
		信頼される議員	議員倫理について	倫理について明確にする。	議員と市民の信頼関係の構築	66
			議員定数			67
	市民に開かれた議会	議会情報の公開	本会議・委員会・協議会の内容の発信	インターネットによる配信	いつでも会議内容が検索できることで情報公開可能に	68
			委員会・協議会会議録の公開（※）	議会ホームページで検索可能に		69
			議会ホームページの充実			70
		広報広聴活動の充実	議案等についての議員の賛否の公表	議会だより、議会ホームページで公表		71

会派提出の具体的検討項目

会派名	あるべき姿の 大まかなイメージ・ 大項目	あるべき姿の 中項目	具体的な検討項目	検討の内容（方向性）	選定理由	No.
フォーラム 新生	市民参加を推進する議会	市民参加の推進	議会だよりの内容充実	多種多様な情報を掲載	市民にわかりやすい内容に	72
			議会報告会の開催	議会としての報告	市民への報告充実	73
			請願の主旨説明の機会		請願の主旨を把握する機会の提供	74
			公聴会・参考人制度の活用		識者の意見を聴くこと。	75
高志会	議会の役割を最大限いかした改革を行う。	活発に討議、議論する議会－このことを十分意識すること。	住民の信頼回復	これらの道筋を伊勢市議会で工夫し、具現化すること。		76
			住民の意見を聞き、それを反映した審議			77
			将来の住民の生活まで考えた議会の審議			78
未来	市民に信頼される議会（市民の信頼を受ける議会）	議会の自主性・自立性	議長の議会招集権	議長に議会の招集権を付与する。	執行機関を監視し、政策を提案していくため、いつでも自由に住民代表として議員が参集し、住民の意思を吸収し、議員同士の討議・調査が行えるように	79
			会期の再考（期間も含め）	閉会中の委員会活動に係る制約の撤廃	委員会はあらかじめ付議された特定事件以外の突発的に発生した行政課題について対応できないため、会期の再考も含め、現行の会期期間について検討する。	80

会派提出の具体的検討項目

会派名	あるべき姿の 大まかなイメージ・ 大項目	あるべき姿の 中項目	具体的な検討項目	検討の内容（方向性）	選定理由	No.
未来			内部機関設置の自由化	各派代表者会議、議会だより発行委員会等、議会内部の正規の会議とする。	会派の位置付けと広報広聴の機能の充実を図る。	81
			意見書に対する関係行政庁等への誠実処理の確認	請願・意見書提出者への誠実処理報告確認		82
			常任委員会への議員の所属制限の再考	1人1常任委員会とされている部分で、就任制限の再考	議員定数が限られている中で、今後の定数との関係により再考すべき	83
			専決処分の見直し	「長において議会を招集する時間的余裕がないと認めるとき」を「議長と首長が協議の上、議会を招集する時間的余裕がないと認めるとき」に改める。（首長と協議）	安易に専決処分を行うことのないようにするため。	84
			議員定数問題	当市において何名が適正（適当）なる定数かを考える。		85
		政策立案能力を持つ議会	事務局体制の強化	住民が求める政策に近づけることが大切である。		86
			研修の充実	議員のスキルアップ		87
		実効性あるチェック機能を持つ議会	事務局体制の強化	法律関係の問題解決のため法制担当の強化		88
		議員倫理				89

会派提出の具体的検討項目

会派名	あるべき姿の 大まかなイメージ・ 大項目	あるべき姿の 中項目	具体的な検討項目	検討の内容（方向性）	選定理由	No.
公明党	政策立案にかかわる議会	政策提案の場としての議会	市長、職員、市民会議と どうかかわるか。	市民会議の位置付け 提案型の議会に チェック機能を向上させることが前提 通年議会の検討	議会が市民と協働するため 市民会議など現在は行政側が主導している。	90
			会期について			91
	緊張感のある議論する議会 徹底して審議をする議会	活発な意見交換の場	反問権について	すり合わせの問題	議論の質の向上 常任委員会では委員と当局との質疑だけになっている。議員同士の議論の場がない。 会派のメリット・デメリット	92
			会派を超えた研鑽の場	勉強会の設置		93
			会派内での議論	会派の意義		94
			議員同士の議論の場（闊議（ディベート）・討議（ディリバレーション））			95
			一般質問を予算・決算特別委員会の後にすることについて			96
			議長の2年任期制について			97
			常任委員長の2年任期			98
			本会議場での質問を対面方式にすることについて			99
	信頼される議会（開かれた議会）	市民と近い議会 市民が興味を持つ議会 議員倫理	名誉職でない議員像を追求	議員が「先生」と呼ばれることはふさわしくない ので、やめるようにする。	「みんなのまちの計画」アンケート結果で市議会を信頼できると感じている市民の割合が20.7%（H21）と低い。 信頼される議会、議員を	100
			市民とどう接するか	小グループで自治会を回 るなどの工夫		101

会派提出の具体的検討項目

会派名	あるべき姿の大まかなイメージ・大項目	あるべき姿の中項目	具体的な検討項目	検討の内容（方向性）	選定理由	No.
公明党			（予算・決算）特別委員会の議事録をホームページに掲載	議事録の開示	めざす。	102
			議会だより発行委員会の常任（特別）委員会制に			103
			議会だよりの充実	各議員の賛否を表にして掲載するなど		104
			インターネット中継の導入について			105
※ 現状で考えられる改革の検討項目として挙げさせていただきました。今後、特別委員会で議論が進む中で、項目が増えるかと思われるので、よろしくお願いします。						
日本共産党	市民に開かれた議会	議会の取組が市民にとって身近に思える議会	議会報告会の開催	定例会後に議会報告会を開催し、活動結果を報告する。	政策決定過程で、議会や議員がどのように判断したのか説明の場が必要（説明責任）	106
	市民に親しまれる議会	市民が議会に対して意見を述べる機会が提供される議会	議会懇談会の開催	市民からの意見・要望を聞く懇談会を開催する。	議会と住民の意思のかい離を防ぎ、常に市民の思いを感じる議員活動推進のため必要	107
	議員の倫理	議員活動の公表	各議員ごとの議案の賛否状況の公表	議会の活動状況を一層詳しく市民に公開するため賛否状況を公表していく。	議会の活動状況を詳しく公開されることを望む市民の願いに応えるために必要	108
	会議の運営	少数会派の意見の尊重	予算・決算委員会及び各派代表者会議の運営の改善	少数会派に議論の場を保障していく。	市民の意向・思いを広く議論に取り入れることが必要とされるため	109

会派提出の具体的検討項目

会派名	あるべき姿の 大まかなイメージ・ 大項目	あるべき姿の 中項目	具体的な検討項目	検討の内容（方向性）	選定理由	No.
明勢会	議会の機能強化	議論の活性化	一部事務組合等の報告	伊勢市議会から選出されている議員から報告を行う。 （議会開会前でいい）	一部事務組合等の状況を、全員が把握するため。	110
第4回会議 で会議中に 追加された もの			一般質問の通告の時期	一般質問の通告期限を現行より早める。		111
			議長の公務日程の公表			112
			議長交際費の公表			113